

介護保険施設事業者のみなさまへ

負担限度額認定証の更新に係る勧奨通知について

令和2年度の負担限度額認定証の有効期限は、令和3年8月31日までとなっており、令和3年8月1日以降も引き続き軽減措置を利用するには、更新のための申請が必要です。そこで、有効期限が令和3年7月31日の負担限度額認定証をお持ちの方に、更新案内（勧奨通知）の郵送を予定しています。郵送時期は令和3年5月下旬、郵送先はご本人の住所地を予定しております。令和3年度において、対象要件に該当するか否かにつきましては、個々での確認をお願いしておりますので、下記のいずれかに該当する旨のお話がありましたら、対応をお願いいたします。

(1) 令和2年中に不動産を売却したことにより令和3年度が課税になっている

⇒ 次ページの特例減額措置に該当する場合があります。利用者又はご家族に申請前チェック表を確認していただき、該当する可能性があれば特例減額措置の申請書をお渡しく下さい。

(2) 令和元年と令和2年との所得金額にほとんど差がないのに令和3年度から課税になっている

⇒ 前年度行っていた障害者控除の認定又は扶養親族の申告を行っていない可能性があります。確認したい場合は、市民税課又は支所住民サービス課に問い合わせるようお願いください。

市町村民税課税世帯に対する特例減額措置について

介護保険負担限度額認定の対象要件を満たさない方のうち、下記の1～6のすべての要件に該当する場合には、特例減額措置の適用により、課税世帯に属していても第3段階の負担軽減を受けることが可能となります。

対象要件

- 1 属する世帯の構成員の数が2以上（施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。2～6において同じ。）である
 - ・世帯員に関する年齢要件はありません。
- 2 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、基準費用額の食費、居住費を負担している
 - ・短期入所（ショートステイ）は、対象外です。
 - ・世帯分離をすることにより利用者負担第3段階以下になる場合は、この特例の対象となりません。
- 3 全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下である
 - ・施設の年間利用負担見込み額は、施設介護サービス費＋食費＋居住費により算出します。高額介護サービス費の支給が見込める場合は、その見込み額を控除します。
 - ・令和3年度の税制改正後に所得が増加する場合、この影響を受けないよう措置を講じます。
- 4 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下である
- 5 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- 6 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

この特例減免措置自体は以前から運用されていた制度であり、高齢介護課ホームページ (https://www.city.imabari.ehime.jp/kourei/teishotoku_tokurei.html) にも掲載し、周知しておりましたが、条件が厳しいため、これまで該当する方はほとんどいませんでした。しかし、平成28年8月1日から下線の箇所が追加となり、若干ではありますが要件が緩和されています。具体的には、3の要件を判断する際に、これまででは不動産を売却した場合は、売却金額から取得費、譲渡経費を控除した額で計算していましたが、改正により、売却金額から取得費、譲渡経費を控除し、かつ特別控除の額（例えば、自己の居住用財産を売却した場合は3,000万円）を控除した後の額で計算すればよいということになっております。

介護保険施設事業者のみなさまには、介護保険負担限度額認定の対象要件を満たさない利用者の方またはご家族へ、当制度の周知をお願い申し上げます。該当する可能性のある方がいらっしゃる場合には、申請書をお渡しく下さい。ご多用のところ、大変恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

今治市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険担当

TEL (0898) 36-1526

FAX (0898) 34-5077